

第 10 期 新 宿 区 環 境 審 議 会
(第 5 回)

平成 27 年 8 月 27 日 (木)

新宿区環境清掃部環境対策課

第10期新宿区環境審議会（第5回）

平成27年8月27日（水）

本庁舎6階第2委員会室

1 議題

- 1 第三次新宿区環境基本計画の策定について
- 2 新たなCO₂排出量削減目標等の設定について
 - (1) 目標年度及び基準年度について
 - (2) 新たなCO₂削減目標（事務局案）について
- 3 その他

2 配付資料

- 1 第三次新宿区環境基本計画の策定について
- 2 新たなCO₂排出量削減目標等の設定について
- 3 第10期審議会委員名簿（27.7.1～）

○審議会委員

出席（13名）

会 長	丸 田 頼 一	副 会 長	野 村 恭 子
委 員	安 田 八 十 五	委 員	崎 田 裕 子
委 員	原 田 由 美 子	委 員	亀 井 潤 一 郎
委 員	福 田 雅 人	委 員	遠 田 千 草
委 員	手 塚 京 子	委 員	鈴 木 一 未
委 員	山 本 竜 太 郎	委 員	小 畑 俊 満
委 員	柏 木 直 行		

欠席（3名）

委 員	勝 田 正 文	委 員	中 基 浩 正
-----	---------	-----	---------

委員 大崎秀夫

◎開会

○会長 ただいまから第10期新宿区環境審議会第5回を開催いたします。

◎事務局説明

○会長 初めに、本日の環境審議会委員の出欠状況について、事務局からご報告をお願いいたします。

○環境対策課長 本日の出席状況でございますが、崎田委員が10分程度遅れるというご連絡がございました。また、副会長は今、お見えになっていないのですが、お見えになるという予定でございます。

ただいま16名中11名の方がご出席ということでございますので、新宿区環境審議会規則によります定足数を満たしておりますことをご報告させていただきます。

○会長 続きまして、本日の配付資料などの確認です。事務局、お願いいたします。

○環境対策課長 本日の配付資料、机の上に置かせていただいておりますが、まずは次第がございます。次に資料1「第三次新宿区環境基本計画の策定について」がございます。それから、資料2「新たなCO₂排出量削減目標等の設定について」がありまして、附属します別紙1という資料がございます。そして、別紙2「地域特性に応じたCO₂等削減目標設定自治体」でございます。それから、別紙3が「日本の約束草案より」ということで、「温室効果ガス削減目標積み上げの基礎となった対策・政策」という資料がございます。最後の別紙になります別紙4「区及び国の新たな目標に基づく、区内のCO₂排出量目標比較」という資料でございます。そして、資料3が7月1日現在の「第10期新宿区審議会委員名簿」になります。最後に、資料ナンバーはついておりませんが、「新たなCO₂削減目標（事務局案）に対する意見」をつけさせていただいております。

資料につきまして、不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それから、資料2につきましては、事前に皆様に送付させていただいておりますが、一部修正がございましたので、本日、改めて配付させていただいております。本日配付させていただいた資料をお使いいただきますよう、よろしくお願いたします。修正箇所につ

きましては、後ほどご説明させていただきます。

次に、マイクの使用方法ですが、発言される際は要求の4と書いてあるボタンを押してご発言ください。上のほうが赤く点灯いたします。発言が終わりましたら、その右隣の終了5番というボタンを押してください。マイクがオフになります。

最後に、資料3をご覧ください。7月1日現在の新宿区環境審議会委員という名簿がついてございます。委員の交代がございました。区内事業者等ということで、番号12になりますが、東京電力の新宿支社長の川村祥二委員が東京電力の組織改正ということに伴い異動されました。新たに東京電力執行役員東京総支社長の山本竜太郎様が委員に就任されましたので、7月1日付で委嘱をさせていただいております。

事務局からは以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、山本委員から自己紹介をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山本委員 お疲れさまでございます。ご紹介いただきました山本でございます。

前の川村が新宿支社、私が東京総支社と名前が変わっておりまして、7月から組織改編が弊社でございました。簡単に申し上げますと、ホールディングカンパニー制を来年に控えておるのですが、その準備となります。以前は東京の支社を管轄する支店があったのですが、これを廃止いたしました。廃止しても全ての機能がなくなるわけではないので、残った機能と新宿支社を統合しまして、東京総支社という名前になりました。一部、電気を契約させていただく部門を切り離しも行いましたが、電気事業の大部分を占めますご家庭に電気をお送りしたり企業様に電気をお送りする等の、いわゆる電気のネットワークと呼んでいますが、電力系統の部門は全く変わらず私どもが引き継いでおります。ぜひ変わらぬおつき合いをよろしくお願いいたします。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

◎第三次新宿区環境基本計画の策定について

○会長 それでは、本日の議事に入らせていただきます。

議事次第に書いてございますように、この順序で行わせていただきます。

第1に、「第三次新宿区環境基本計画の策定について」でございます。次に、次第の2、「新たなCO₂排出量削減目標等の設定について」、それぞれ事務局からご説明を受けまして、議題ごとにご意見を伺いたいと思います。

なお、本日の終了時間は11時30分ごろを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

では、最初に次第の1「第三次新宿区環境基本計画の策定について」事務局からご説明をお願いいたします。

○環境対策課長 それでは、資料1をご覧くださいと思います。

こちらのタイトル「第三次新宿区環境基本計画の策定について」となっております。表の見方ですが、一番上が年度になっております。星印がついているところが、今年度でございます。そして、2段目が新宿区の総合計画で、その下が新宿区環境基本計画となっております。Aプラン、Bプランとございます。Bプランのほうが、前回のときに委員の皆様方にご説明させていただいたプランでございます。今回はこれを修正させていただくという提案でございます。

Bプランのほうを見ていただきますと、第2次環境基本計画が平成25年度から平成34年度までということで、前は新宿区の新たな総合計画がスタートする平成30年度に合わせて第2次環境基本計画の改訂版を出そうということで皆様にご案内いたしました。

ただ、その後、区の庁内で複数の部署と協議をいたしました結果、ここは改訂版ではなくて、新しい総合計画に合わせて期間が10年間の第三次環境基本計画に変更するのがよいのではないかと、事務局は考えました。第2次環境基本計画の改訂版を出しても、Bプランですと、平成35年から第三次環境基本計画を5年間でつくらなければいけません。

今後、区の新総合計画に合わせて環境基本計画を出したいと考えておりますので、第2次環境基本計画の改訂版を出してしまいますと、第三次環境基本計画が平成35年から平成39年の5年間になってしまいますので平成30年から平成39年の10年間を計画期間とした、第三次環境基本計画をつくりたいと考えております。

ただ、第2次環境基本計画は、第8期環境審議会のときに委員の皆様につくっていただいたものでございます。それを途中で変えるというのはなかなか忍びがたいのですが、大

きく内容を変えようという予定はございません。基本的には、第2次環境基本計画の体系を使いまして、そこに地球温暖化対策指針を加えるという形で第三次環境基本計画をつくりたいと思います。言葉を変えて言えば、看板のつけかえという形で第三次に持っていきたいと事務局としては考えております。これにつきましては、委員の皆様にご了承いただきたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

○会長 では、ただいまのご説明につきまして何かご意見等ございましたら、お願いいたします。

特にご意見がなければ、事務局が考えていらっしゃるように、平成30年度に策定する環境基本計画は新たに第三次環境基本計画として策定するというところでよろしいでしょうか。

Aプランのほうを選考することになります。よろしいでしょうか。ご意見がないようですので新たに第三次環境基本計画として策定することにさせていただきます。

◎新たなCO₂排出量削減目標等の設定について

○会長 では、続きまして、次第の2「新たなCO₂排出量削減目標等の設定について」の(1)目標年度及び基準年度について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 では、事務局のほうからご説明をさせていただきます。資料2「新たなCO₂排出量削減目標等の設定について」をご覧ください。

まず、1の「目標年度及び基準年度について」ご説明いたします。

目標年度及び基準年度については、現行の「新宿区地球温暖化対策指針」において、国の削減目標との整合性を考慮し、国の目標年度及び基準年度と同様の年度を今設定させていただいております。今回策定する新たなCO₂排出量削減目標においても、国の削減状況等との比較の観点から、国に合わせた目標年度及び基準年度にしたいと考えております。

具体的には、緑の枠の中で囲ってある部分ですけれども、目標年度については2030（平成42）年度、基準年度については2013（平成25）年度とし、新たな削減目標については、第三次環境基本計画、先ほどご同意いただきましたものが始まる2018（平成30）年度から実施したいと考えております。

事務局からは以上です。よろしくお願いいたします。

○**会長** では、ただいまご説明ありました提案内容について、ご意見のある方、いらっしゃいましたら、ご発言お願いいたします。

崎田委員、どうぞ。

○**崎田委員** この目標年度と基準年度なんですけれども、この理由に関して、国が決めた目標年度の設定などに合わせてというのは、今後いろいろ状況を評価したり比較したりというときに必要なことですので、考え方として、それでいいのではないかと私も賛成をいたします。

なお、基準年度が2013年度ですが、それまでの国の基準が、たしか2005年を基準にして3.8%削減という数字が一時ありました。そのため2005年度というような考え方もあるかと思いますが、区民の目線から考えると、2011年の東日本大震災後に大きくエネルギーの排出係数や排出状況が変わったという中で、その後の状況で見ていくというのが非常にわかりやすいのではないかと考えていますので、この2013年という基準で私も賛成をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○**会長** 他にございますでしょうか。

ご承知のように国は、国際的なレベルで基準の年を定めたりしています。それに準じて自治体が目標を組んでいくと様々な政策を講ずるのにもよろしいですし、また国民が捉えやすいというようなこともあってよろしいかと思えます。

何かございますか。

特にご意見がなければ、目標年度及び基準年度については提案どおりご了承いただくということでよろしいですか。

では、そのようにさせていただきます。

それでは、引き続いて（2）新たなCO₂削減目標（事務局案）について、ご説明をお願いいたします。

○**事務局** では、引き続き資料2をご覧ください。2の「新たなCO₂削減目標（事務局案）について」ご説明をさせていただきます。

まず、策定の前提条件についてです。

これについては、まず3つの要件を区のほうで設けています。

1つ目ですけれども、現在、区の二酸化炭素排出量の算定結果等は「オール東京62市区町村共同事業」で取りまとめております。そちらで集計しております「みどり東京・温暖化プロジェクト」の算定結果を用いて評価できる目標にするというものを挙げております。この中で、算定できるものですが、「区単位での二酸化炭素排出量実績」、「区単位でのエネルギー消費量の詳細な分析」というものが挙げられていますので、これを活用していきたいと考えております。

2つ目は、「区民の省エネ努力が反映できるような目標」にしたいということです。これは二酸化炭素排出量の推移だけでは区民の省エネ効果がわかりにくい状況になっておりますので、CO₂排出量以外にも区民の皆さんの省エネ努力が見えるような削減目標を設定できるようにしていきたいということで要件に入れております。

3つ目は、「国のCO₂排出量削減目標に貢献できる目標」にしていこうということです。地球温暖化は広域的な課題であるため、基礎自治体として国の削減目標の達成に貢献できるような内容にできればと思っております。

次に、(2)の「検討項目」について、ご説明をさせていただきます。

まず最初に、新たなCO₂排出量削減目標の比較検討ということで、別紙1A3横長の資料があると思いますので、そちらをご覧ください。

こちらは、区が削減目標の項目等を決めるに当たって、検討した内容を記載しております。

まず、見ていただきたいのですが、「項目」のところですが、事務局として検討する中で項目設定を3点に絞って考えました。

1つ目として、二酸化炭素削減目標を特性に応じて設定した場合。それから、2つ目として、区民一人あたりの二酸化炭素削減量を目標に設定した場合。それから、3つ目として、区民の省エネ努力が反映できるエネルギー消費量を削減目標とした場合の、3点を抽出しました。

具体的な削減目標については、計算をさせていただきまして「項目」のところに記載しておりますので、ご確認ください。

次に、設定根拠でございますけれども、これについてご説明をさせていただきます。

まず、番号1の「CO₂排出削減目標を特性に応じて設定した場合」です。

このうちの1つ目は削減目標を24%とした場合ですが、これは前回崎田委員のほうから資料としていただきました「国の約束草案」から二酸化炭素排出量相当分を抽出しまして削減目標を設定した場合にこの値になるというものです。この削減目標は、事務局として新たな目標として選択しております。後ほどまたご説明をさせていただきます。

次に、削減目標を毎年1.4%削減するとした場合です。これは、今ご説明しました削減目標24%と考え方は同じなのですが、削減目標期間の2014（平成26）年度から2030（平成42）年度までの間、この間17年ございますが、この年度（17年間）で削減目標24%を割りまして、毎年1.4%削減していこうという目標になっております。

3つ目ですけれども、削減目標を29%とする場合ということでご提案をしております。この削減目標は、現行の「新宿区地球温暖化対策指針」の長期削減目標において、2050（平成62）年度のCO₂排出量を1990（平成2）年度比50%減という目標を掲げておりますけれども、それと同様の削減目標を当てはめ、2014（平成26）年度から削減した場合、2030（平成42）年度までに29%削減する必要があるということです。

なお、この削減目標ですけれども、事前に、皆様に郵送させていただきました資料では27%ということでご提案をさせていただきましたが、再計算をさせていただきました。結果29%になるということでこの部分は、訂正をさせていただいております。

次に、番号の2ですが、「区民一人あたりのCO₂削減量を目標にした場合」ことです。

これは、2030（平成42）年度の想定二酸化炭素排出量と東京都が出しております新宿区の想定人口から一人あたりの2030（平成42）年度の排出量を算出し、同様の手順で、2013（平成25）年度の新宿区CO₂排出実績と2013（平成25）年度時点の人口から一人あたりのCO₂排出量実績を出しまして、それを割り返して大体どれくらいの削減をしなくてはいけないかということで数字を出しております。その数字が31%になるというのが2番の案でございます。

番号3の「エネルギー消費量を削減目標とした場合」ですけれども、こちらは事務局が新たな削減目標で取り入れていきたいと考えておりますので、詳細の考え方については後ほどご説明させていただきます。

また、削減目標に対する「23区の状況」及び「都道府県等の状況」が項目の右から3つ目と2つ目にありますけれども、各市町村が取り組んでいる状況については記載のとおり

になっております。

詳細の各区の削減目標とか、何を目標にしているかというのは、お手元の資料、別紙2「地域特性に応じたCO₂等削減目標設定自治体」に記載してありますので、後ほどご確認いただければと思います。

資料の別紙1に戻っていただきまして、一番右端の欄に丸がついております。これは、区が選択した削減目標です。今回、「CO₂排出削減目標を特性に応じて設定した場合」この2件について設定したということで一応丸をつけさせていただきました。

次に、資料2の裏面をごらんください。こちらのほうに、区の新たな削減目標の事務局案を2つ記載しております。

まず、1つ目の目標ですが、これは2030（平成42）年度において二酸化炭素排出量を2013（平成25）年度比で24%削減を目標にするという案です。これは先ほどご説明しましたように、「国の約束草案」から二酸化炭素排出量相当分を抽出しCO₂削減目標を出しております。

具体的に「国の約束草案」のどの部分から抽出したかということですが、それはお手元の別紙3「日本の約束草案より」をご覧ください。

この中で黄色いマーカーがついております、1枚目の「エネルギー起源CO₂」と3枚目の「非エネルギー起源CO₂」を抽出して区の削減目標にしていこうということで、メタン外5つの「温室効果ガス」については対象から除いています。

CO₂削減目標率については、資料2の裏面に戻っていただくのですが、表がございます。今ご説明をしました「エネルギー起源CO₂」と「非エネルギー起源CO₂」の2030年度の排出量目標と2013年度の排出量を表に落としておりまして、その合計が2030年度は997.8百万トンCO₂、それと2013年度は1,310.9百万トンCO₂になっています。

削減率の求め方は、2030年度の997.8を1,310.9で割っていただきまして、約24%になるということで削減目標のほうを設定しております。

先ほど、崎田委員から地球温暖化に係る「温室効果ガス」にはCO₂外にも対象排出ガスがあるというお話がありました。すぐ下「温室効果ガス排出割合」という表をご覧ください。それが区の現在の地球温暖化対策法における対象温室効果ガスの排出状況になっております。

表を見ていただきますとわかりますとおり、区の排出量をの大部分は、CO₂で約95%となっています。事務局としてはこの結果から、前回同様CO₂排出量に特化した形で削減目標を設定していきたいと考えて提案をしております。

表の中に三フッ化窒素というものがございしますが、そこには斜線が引いてあるのですが、こちらのほうは前回までの地球温暖化対策指針の中では地球温暖化対策の推進に関する法律の対象になっていなかったもので、法改正によりまして2015（平成27）年度から対象になるため、2012年度時点では、区に統計実績がないということで斜線にさせていただいております。

次に、別紙4「区及び国の新たな目標に基づく、区内のCO₂排出量目標比較」をご覧ください。

こちらの資料ですが、今回ご提案しました（事務局案）の2030（平成42）年までに24%削減という目標が青のボーダーライン。緑のボーダーラインが2030（平成42）年度における国の削減目標26%、赤のボーダーラインが現行の指針の二酸化炭素排出量中期削減目標、2020年度に25%削減の削減率が2030年度まで続いた場合です。

赤のボーダーラインでは相当皆さんに頑張っていただかないと目標が達成できませんが、国の新たな削減目標と事務局案の新たな削減目標は、1990年程度の排出量に二酸化炭素排出量を削減していこうということがわかる表になっております。

目標①の設定の考え方は以上です。

次に、目標②の設定について、ご説明をいたします。

こちらの設定は、二酸化炭素排出量が排出量係数により大きく影響されてしまうため、区民の皆様の努力があっても、原子力発電所等が停まってしまい、火力発電等の排出量が大きくなると排出係数が高くなりますので二酸化炭素の排出量は増えてしまい区民の努力が目に見えません。そのことを考慮して、今回、区民の省エネ努力が目に見える目標として、エネルギー消費量と削減目標を設定したいと思い提案をしたものです。

具体的に削減の状況がどうなのかということですが、下の表を見ていただきますと、エネルギー消費量ですが、2000年度が3万6,905テラジュールで統計がある中ではピークになっております。そして、直近のデータがありますのが、「みどり東京・温暖化プロジェクト」のほうで2012年度になるんですけれども、これについては3万1,179テラジュール

ということで大分減ってきておまして、削減割合はこの間の、12年間で16%減っているという状況になっています。この目標を取り入れますと区民の皆さんの削減努力が目に見えるということですので、今回、取り入れたいと思っております。

それで、今後の年間の削減目標率なんですけれども、16%を統計のある12年間で割りまして、年間1.3%となっているんですけれども、今後、省エネ機器の更新等による年間削減率の低下などが予想されますので、削減目標を1.0%にするということで事務局でご提案をさせていただきました。2030年度までの削減率想定は削減の目標期間、2014年から2030年までの17年間に1.0%を掛けまして、17%削減を目標にしていきたいということでご提案をさせていただきました。

資料の説明については以上になります。よろしくお願いたします。

○会長 ありがとうございます。

かなり密度のある内容で、全部理解するのも大変ですけれども、また後ほどご質問等で補いたいと思います。

ただいまご説明のありました削減目標は今回の検討の本質的な部分でもありますので、十分議論していただきたいと思います。したがって、事務局とすれば、今回と次回と十分にご検討いただきまして、次の回に削減目標をまとめたいと考えておる次第でございます。

まず、何かご質問等があれば、ご自由にお願したいと思います。

崎田委員、どうぞ。

○崎田委員 質問をさせていただきたいのですが、まず、目標①のCO₂のことですが、これは国の考え方と同じような算定方法を取りながら、その中のCO₂以外のものは新宿区では目標値に入れないと考えれば24%という、そういう数字だというご提案がありました。

それで、伺いたいのですが、今、資料2の裏面の真ん中のCO₂以外のものに関して、真ん中のHFCのところですか。これはいわゆるフロンのところから出て、フロン対応のところできちんと対応ができるからというような意味も込めておられるのだと思うのですが、今年の4月からですか、フロン対策は非常に厳しくなりましたが、こちらもちきちんとしてチェックするという前提でこの数字にしたいという、そのように理解させていただいてよろしいでしょうか。

○環境対策課長 今、崎田委員がおっしゃられたとおりでございます。従前、冷蔵庫などフロンが使われておりましたが、それは禁止になりまして、代替フロンという形で使用されてきたのですが、実は代替フロンが温室効果ガスとしては二酸化炭素の何千倍もするというすごいものでございます。崎田委員が言われたように、今年の4月から禁止されました。この禁止されている法律が非常に厳しいというものでございますので、これは法律に任せてよいのではないかということで、崎田委員がおっしゃられたように、この部分は外して想定しております。

○崎田委員 わかりました。ありがとうございます。

今の代替フロンの話ですが、非常に厳しい法律になりましたけれども、事業者にとってはその厳しさというのが非常に強くかかってきていますが、それに関して社会がまだまだその状況を共有していないというのも、別の問題として課題には挙げられると思います。こちらの普及啓発とか、そのような状況の情報発信などもきちんとやっていただくということを前提の上で、ここの算定からは外していくというご提案と理解したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○環境対策課長 確かに浸透しきっておらず、なかなか難しい面もございますのでありますが、区の庁舎でもそのような機械、冷凍庫等を使っています。その辺も徹底を図っていきたいと思っておりますし、区内の企業の皆様にもこの辺のところはしっかりとお伝えしていきたいと考えております。

○崎田委員 ありがとうございます。

○会長 他にございますでしょうか。

○崎田委員 すみません、もう一つ質問させていただいてよろしいですか。

目標②に対しての質問なんですけれども、エネルギーという形のほうが普段の私たちの省エネ努力というものがわかりやすく反映するのではないかということで、数字を出していただきました。

たしか今、東京都の資料で、別紙2のエネルギー消費量が2000年比で30%削減という目標が入っているのですが、その目標年度の基準年度が違くと数字が違ってきます。この東京都が掲げている省エネ目標と考えると、これはどのような位置づけかというのを教えていただければありがたいのですが。

○会長 事務局、どうぞ。

○事務局 このエネルギー消費量の削減目標を設定するに当たって、東京都が同じ目標を掲げているということで、それについても内部で検討しました。

回答としましては、東京都の削減目標を（事務局案）の削減目標に置きかえた場合、東京都の数字的には17%程度になるという結果が出ております。

○崎田委員 同じ考えなんですね。

○事務局 同じ考えだと認識しております。

○崎田委員 わかりました。ありがとうございます。

○会長 他にございますでしょうか。

崎田委員。

○崎田委員 今回と次回と議論をさせていただいて、最終的には次回、判断を委員ですということですので、今日はまだ余り意見を表明しなくてもよろしいのかと思うのですが、とりあえず数値的に考えれば、やはりみんなが取り組んでいくという流れをきちんと踏まえて計算していただいていますので、この目標①、目標②というのは大変納得できる視点なのかなと思います。

なお、欲を言えば、日本全国の中で、あるいは東京の中でもCO₂の排出量の多い都市である新宿ですので、できれば他よりも目標を高く、厳しく掲げて、その厳しさを我慢するのではなく、みんなで取り組んでいけるような前向きなやり方を考えるという、そういった意見交換ができれば嬉しいなという、そういう気持ちも持っております。

ただ、現実を考えると、目標値というのをどのようにに設定するのかというのは大変重要な問題ですので、皆さんときちんと意見交換をしていければと思います。よろしく願いします。

○会長 はい、安田委員。

○安田委員 様々な数字を出されたのですがけれども、根本的な疑問として、国の目標を出して、それを参考にして区の目標をつくるというやり方についてですが、それをどういう政策手段で実現するかという議論がまったくなく、国は何かやっていると思うのですが、その辺はどのようにに整理されているのでしょうか。

○会長 考え方もよろしいですから、事務局から説明をどうぞ。

○事務局 今のご質問について、区のほうとして、確かにおっしゃるとおり国の削減目標と
いうか、区の削減目標は違うのですけれども、区としても目標の中に国に貢献できるとい
う目標を掲げていますので、区でできる削減目標に取り組んで削減目標に近づけていき
たいということを考えております。

○安田委員 目標と一般的にその政策手段との関係の議論がきちんと整理できていないよ
うな気がします。率直に言って。昔の所得倍増計画のような目標だけを出すという考え
方、確かに実際達成できたというものはあるのですが、しかし、その目標を出す以上は、
それを目標とする政策代替案、ポリシー・オルタナティブといいますが、政策代替案を出
して、それがこういう政策代替案をとれば、その目標は実現できるだろうと。こうい
う政策代替案では非常に厳しいというか、難しいのではないかという、それは目標だけ
の議論というのは、政策科学的なアプローチからいうと、率直に言って問題があるとい
うのではないかと思います。

○会長 いろいろ他区だとかを紹介されていらっしゃるでしょう。他区、そういうところ
はどうなんですか。それと比べて。

どうぞ、環境清掃部長。

○環境清掃部長 今の安田委員のおっしゃること、非常にごもつともでございます。

目標を立てる場合に、ある程度政策的な部分を予測して、それを積み上げて目標にする
というの、もちろんございます。おそらくそれが一番望ましいとは我々も考えておりま
す。しかし、区でやれることというのはなかなか限られていて、それをドラスティックに
何か変えていくという仕組みが正直なところまだ浮かんでいないというような状況でござ
います。

そういった中で、とりあえずと言っては語弊がありますが、目標を掲げた上で、
それに近づけるために区として何がやれるのか。これからそれを実現するための実現方策
については積み上げていきたいというふうに考えております。残念ながら、安田委員か
らのご指摘のことにお答えにはなってございませんけれども、この目標を掲げた上で、それ
に近づけるための施策については、できる限りのものを考えていきたいと思っ
ているわけ
でございます。

○安田委員 要するに、その政策科学的な方法論を使った場合、目標と手段の体系というの

は、目標のヒエラルキーというか、上位から下位の構造ですよね。それを詰めていくと、最終的な政策主体が行う手段が選択できるという形なんです。

だから、環境清掃部長がおっしゃった様々な手段を積み上げて政策目標をつくるという方法論はあります。積み上げ型というのですよ。それから、それに対してダウン型というか、ある程度の目標をたて、昔の所得倍増計画のように10年後に所得倍増するのだと、そういう目標を出して、そのために当時の池田内閣は、わっと頑張ったわけですよね。あのようやり方も現実的な政治の世界といえますか、政治的な施策の世界であるのですけれども、政策科学的な分野では、そういうのは問題ではないかというのは言われていまして、その政策と政策代替案の手段との体系をきちんと両方詰めて、上からのアプローチと下からのアプローチ、目標の上から、非常に抽象的な目標から、何パーセント削減するという目標まで詰めていく。アップから、ダウン、そしてダウンからアップで、そして、それによってその政策手段の体系がきちんと理論的に整理できるというのが、オーソドックスな政策科学の方法論なんです、そのような方法論をぜひとっていただきたいと思います。

新宿区だけではないと思うのですが、役所の場合、キャッチフレーズ的な数字を出すという手法に、偏ってしまいます。そうすると、それは本当に実現できるのかという疑問がかなり出てきてしまうと思うのです。

今私が申し上げたことは、率直に言ってなかなか難しいと思うのですけれども、でも、その努力をやらないと、単なる数字を羅列するというような話になってしまいます。ぜひご努力していただきたいと思います。

○会長 さきほどの私の質問、数値を掲げているような他地域ではどうなのですか。

○事務局 新たな目標についての他区の削減目標というのはまだ決まっていませんのでわかりません。例えば、前回の区の温暖化指針みたいな形で各区が策定している削減目標につきましては、それぞれ独特でございまして、国に沿っているところというのが大体3区ぐらい、あと、独自の形を出しているところが残りますね。それと、全く二酸化炭素には触れていなくて、エネルギー消費と電気だけですよという区もあります。

削減目標につきましては、今申し上げましたように、25%というのを掲げているところは少ないです。ただ、千代田区さんみたいに条例も定めていますけれども、あちらのように40%とか、そういう目標も掲げているところもあります。一概には言えない状況ですが、

国の目標より低い削減率を掲げていらっしゃる区さんもあるというのが現状です。

○会長 安田委員がおっしゃられるように、政策方法等が、数字とどのような結びつきになっているのだと考えるのは、それは当然だと思います。またできるだけそれに近づけた形というか、説得力の問題になってくると思うんですね。それで、今後のいろいろな課題になってくると思うんです。その辺も重視しながら数字を決めていかれるということが大事ではないかと思います。

数字だけでは、わかりにくいですよ。この数字というのは何を意味するのかと。2%下げればどういう意味か、プラスすればどうなのか、それに対する返事がないと、ただ数字だけの遊びに得てしてなってしまう。できるだけその数値に近づけた形で今後の政策方法、国民の協力方法や、それから企業の方法とか、そういった意味でもいろいろパーセンテージとして企業とか区民とか、様々に分かれて、それで総合的になってくるんだし、どのような方法があるのかなというのも一緒にくっついてくるといいですよ。まだ時間はありますので、今後の問題だと思います。

○会長 はい、崎田委員。

○崎田委員 今、会長がお話をされたように、また、安田委員の数字の意味をもう少しきちんと掘り下げないといけないのではないかというお話、ごもっともだと思います。提案なんですけど、別紙3の内容を、この新宿区で考えたら、これがどのような状況かというのを次会の審議会のときまでに事務局あるいはご専門の先生方にも協力いただきながら考えていき、それをもとにまたじっくり話し合っていくというような形はいかがかなと思います。

その理由としては、約束草案の検討に参加させていただいたときに、目標数字だけ掲げるというのは全くナンセンスな話なわけですので、日本の持つ技術、あるいはその地域での交通政策とか、多様なものでどのような省エネ、そのような削減の努力が可能性があるのかというのをできるだけ積み上げなければいけないということで、別紙3のタイトルに「温室効果ガス削減目標積み上げの基礎となった対策・施策」と書いてありますが、検討のときには各省庁、そして関連の産業界、事業者団体等の各組織から様々な技術の可能性、その対策の可能性を出してもらったものを集めていって、このような様々な数字を積み上げたという経緯があります。

そこにはかなり細かい数字が全部の項目に対して出ています。新宿区でそれがどのくら

い可能性があるのか、その可能性を一度チェックしていただくというような作業をしていただければ、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、この辺で私たちがどこまでできる可能性があるのかというのはもう少し見えてきて、この数字の意味というのが私たち自身が実感できるのではないかという感じがいたします。

その上で目標を皆さんと検討し、最終的にはそれに対してどういう政策が実施できるのか、どういう政策を実施しないとこれが実現できないのかということは、もう少し目標を皆さんで考えた後、かなり真剣に皆さんとそれを実現させるための新宿区内で実施できる対策をみんなで考えていくという、そのような過程を持ったらいかがかなという感じがいたしました。

私の意見ということで言わせていただきます。

○**環境対策課長** 今の崎田委員のご発言ですけれども、例えば、約束草案のような国が使ったその具体的な数字というのは、ご提供いただけるものなのでしょうか。

○**崎田委員** はい。事務局のほうにきちんと提案をして、公開されるべき内容ですので、そうしたいと思います。

○**環境対策課長** 実は私どものほうも、この約束草案の各部門ごと、対策・施策と書いてある項目を検討し、ここで新宿区で使えるものはないかということで調査したのですが、例えば産業部門ですと技術開発等が多く、そのような項目も入ってしまっていて、なかなか使えません。それから、産業部門でこの2030年目標は2013年基準で、429を401にするという程度の削減割合なんです。

ところが、例えば家庭部門を見ていただきますと、現在の201という数字を122まで下げなければいけないというかなりの削減率なんです。これを使いますと、新宿区の場合、まず不可能なんです。現在区民の方にはかなり努力していただいている。その中でこのように半分近く減らすというのを更にやっていただくというのは不可能ということもありまして、具体的な積み上げというのは、現在のところ不可能ということで手をつけていないという状況でございます。

ただ、この地球温暖化対策指針の本冊子をご覧くださいませでしょうか。概要版ではなくて、本冊子でございます。冊子の18ページ、19ページを開いていただきたいと思います。

こういう形には、最終的にまとめていきたいと考えております。この19ページの下の方

いところですね。この場合は区で排出量25%減で、169.8という数字が出ております。これは結局、区の取り組み、区民の取り組み、事業者の取り組みということの積み上げでございますから、こういう形には持っていかなければいけないということで考えております。

また、これを具体的な内容に落とし込んで区民の方に、あるいは事業者の方をお願いしていくということは考えております。ただ、もう少し先かと事務局では考えているところでございます。

そして、今回数字として、24%を出しましたが、先ほど崎田委員からも高い目標設定して努力していくのもいいのではないかと、ある程度スローガンのものも有効ではないかというご発言もございました。

また、世界では今世紀末には、気温を2度アップさせてはいけないという目標がございまして、CO₂排出量を2分の1にしていく、8割減らす等の動きもございます。そのような中では国が出してきた目標も到底届くものではございませんので、なかなかこれでいいのかというのはございますが、世界的に今取り組んでいこうということでございますので、新宿区も国の目標にある程度合わせた形で24%というスローガンを掲げて、それに向かって区で何ができるかということのを積み上げていくのがよいのかなということで、事務局案をつくりました。事務局の考え方としては今述べたようなことでございます。

○会長 どうぞ、野村副会長。

○副会長 別紙1の目標の考え方、今回設定したい指標とは事務局のお考えを聞き、崎田委員や安田委員から、なぜそうするのかということや、本当に実現できるのかという説得力のところや、目標は指針として大きく高く掲げてよいのではないかといったコメントがありました。すなわち、目標設定の特徴で、あり方としてこうあり、こういう設定をしたいのだということと、その指針が持っている性質を説明いただいているところが少し言葉足らずといたしますか、あり方論の話もありましたし、もう少し高く引っ張っていききたいというスローガンのものであってもいいのではないかと。こういう性質を持っている指針ですよというところ、別紙1ではもう少し丁寧に分けて示していただくのがよいかと。

今、環境対策課長にご説明いただいたように、本当に実現できるのかというところを少しワーキングとしてはされているということなので、その形跡といたしますか、新宿区は業務とか区民の生活の家庭のほう非常に比重が大きくて、今後、本当に皆さんに取り組ん

でいただくとしたら、できるメニューがあるかということをし意識しながらこの目標は設定しましたよというあたりのワーキングメモに当たるところは、環境対策課において恐らくその現実論としてのファクトベースに分析、整理されていたんだと思うのです。

安田委員は、本当に実現できるもののハウというか、施策のメニューをつなぎ、近づけていかなければいけませんよというあたりを見ていただいているので、今回の皆さんの理論、論点みたいなものがもう少しその軸に整理されてくると、最終的にその目標をもう少し見ていけるようになれるのかなと思います。

現実論として今、産業界にあるようなメニューは、産業の工場等がある都市ではないですし、世界の冠たるその業務行為はありますし、家庭のレベルも高いでしょうから、それが2030年プラスになったときに、また、世界からも関心の高い都市である状態を考えると、それぐらいレベルの高い施策を打ち出している都市であるべきではないかと思います。そういうことを区民も業界も期待していると思うので、その果敢な施策をやってみようかと。国が掲げているメニューの中よりももっと大胆なものを区としてできないでしょうかというあたりとかを最終的にその目標をつなげていくときに、もっと野心的なメニューはないですかねみたいな議論と、いや、区民と業界は十分やってきたんですよということを論拠つけて説明すれば、区の目標が一見少なく見える理由は十分に努力をやってボトムが高いのですというあたりの説明にもなってくると思います。恐らく、事務局には全部頭の中に入っているんだと思うんですけれども、そこをもう少し見える化していただくと区の実態がわかりやすい。できる、できないの難易度もわかりやすくなるのかなと思います。次回、何かそういうふうな整理をしていただけると、皆さん、委員の方からも潤達な意見をいただけるのかなと思います。

すみません、長くなりました。

○環境対策課長 今、副会長からいただいたご意見ですが、崎田委員から資料をご提供いただけるという話がございました。

ただ今その資料がないため、事務局としても動けないところもございますので、ご協力いただいて、資料づくりに励みたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○会長 はい、亀井委員。

○亀井委員 これは国の話なんですけど、CO₂の排出量、1997年の京都議定書、それから震災

前の2010年の数字、これを比較しますと、民生業務部門では23.7%増加しているんですね。それから、家庭部門では16.8%増加しているんです。

それで、各部署が総力を挙げてCO₂削減に取り組んだと思うんですね。でも、このような結果になりました。成果が上がったとは言いがたいわけです。やはり、その辺は反省して、それで次回の対策項目を決めていったほうがよろしいのではないかと。

すごい高いところに目標をつくってもいいけれども、それに手が届きそうもないと、逆に諦めてしまいますよね。だから、その辺は十分考えてやっていただいたほうがいいのではないかと。

それから、エネルギー増の原因については……

○環境対策課長 すみません。亀井委員。いただいた資料を今、委員の皆様にお配りしますので少々お待ちください。

(資料配付)

○会長 では、亀井委員、続けてお願いします。

○亀井委員 したがって、2030年に向けた対策は、この反省の上に立案をすべきであります、こう思うわけです。

それから2番目に、エネルギー増の原因、これについては先般、説明があったんですが、例えば業務部門については延べ床面積は増えたよというぐらいしかなかったんですね。それ以外の原因があるでしょうという話で、それはもう少し詰めていただきたいと思います。そして、家庭部門では、家電の大型化、多様化、それから保有台数の増加、それから世帯数の増加。世帯数も子供がいる世帯、それから独身世帯、夫婦だけの世帯によってCO₂の発生量が変わってくるでしょう。その辺も詳しく調べていただきたいというのが2番目のエネルギー増の原因です。

先ほど、政府からCO₂削減対策案が出ていないのではないですかというような話がありましたけれども、実は、あるんですね。そして、私の用意した資料に書いてあります、業務部門とそれから家庭部門、非常にシンプルに4項目しかないんです。だから、これだけではなかなかうまく想定はできませんので、これは十分に検討していただいたほうがよろしいと思います。

そういうことで、エネルギー消費量の内容を十分検討し、対策を講じる必要があります。

エネルギー消費量は、機器の効率改善だけで減るものではなく、総合的社会経済システムの中で求められます。建築物の省エネ家電品・自動車等は、限界効用低減の法則というのがありますけれども、省エネの対象の目的にはなり得ず、健康・快適型生活スタイルをつくり上げていくことが必要なのではないかと思います。ただ数字だけを挙げるのではなくて実際の取り組み、私も毎年、実は環境月間の環境フェスティバル等や大学の大学祭に展示物をしているのですが、これは健康・快適を担保するような住宅をつくる外被の断熱化を進めようと、そのようなテーマで、それで大学で、あるいはそういう環境フェスティバルで実演しているのですが、そういうような見方からCO₂削減を考えていくということが、これからは重要なのではないかと思います。ただ数字だけではなくて実際に取り組むこと、それが私の意見です。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

では、ほかの方から。安田委員。

○安田委員 今回の亀井委員の資料の「省エネ・家電品・自動車等は『限界効用低減の法則』から、省エネの対象の目的にはなり得ず」と書いてありますけれども、これは僕は基本的に間違っていると思います。

○亀井委員 本当に目的にはならないみたいだと。要するに、若干の目的にはなるんですが、目的の対象として、CO₂の数字ではなくて、ここの後に書いてある健康や快適等、そういうものも対象にした目的、そういう方向に置きかえたほうが低減対象にはならないんですよ。

○安田委員 いや、少し理解できないですけどもの。東京電力の山本委員もおられますけれども、家電品も、当然、省エネ型の家電というのはあり得るので、これが理論的に限界効用低減の法則からなり得ずというのは全く理解できません。

○亀井委員 頭打ちになるということですね。

○安田委員 いや、限界効用低減の法則というのは、別に消費者の対象物が特定なものだというのは関係ありませんので、率直に言って、ここは間違っていると思います。

○亀井委員 私はそういう意味で書きました。

○安田委員 ついでにいいですか。東京電力の山本委員と東京ガスの小畑委員もいらっしや

るので伺いたいのですが、電力なんかも最近LEDなどが出て、かなり省エネ型のエネルギーが出ています。そうすると二酸化炭素の消費量は少なくなって、二酸化炭素の排出量が出ていくので、電力やガス等でのそのような温暖化対策の状況等を簡単にご紹介いただけないでしょうか。

○山本委員 エネルギー政策がいろいろ決まらない中で、実際、原単位の減少といいますか、効率性を図ってCO₂を減らしていこうというようなことは、今の段階ではなかなか申し上げづらいのですが、今お話があったとおり、現状はどうかということだけちょっとお話をさせていただきます。2013年と2014年の数字をたまたま持っているのですが、CO₂の排出原単位がキロワットアワー当たりのキログラムですけれども、2013年が0.522なんですね。2014年の数字が出ていまして、0.496という数字になっています。

これは一番大きいのは、やはり消費量が少なくなっている点が一番大きゅうございます。そうすると、石油火力の稼働率を下げたりとかいうことができまして、そこが一番大きく効いています。これは、ただ、東京電力だけの数字なので、一部は新電力様に行って、こちら側でCO₂排出となっている部分もあるのかもしれませんが。私もそこはつかめていないのですが、ただ、話を戻しますとLEDの話、先ほどお話が出ましたけれども、省エネをしていただく、節電をしていただくという意味合いのほうがわかりやすいかもしれませんが、そういう効果がちゃんと出ているということが現状としてはつかんでいるところでございます。よろしいでしょうか。

以上です。

○小畑委員 ガスのほうで言いますと、ガス自体は、排出係数自体はもう天然ガスを使っているものですから、いかんともしがたいというところで触れないでおきます。

ただ、家庭用と業務用と分けた場合に、例えば今、西新宿にあります冷暖房センターの機械の取り換えと。以前から、かなりの省エネの機械を導入してあります。他のところを見ても、そういうプラント関係については、かなり省エネの機械が今入って、削減していると考えております。

あとは、やはり一番少なくなるのは、省エネということで各家庭用に言えば、家庭のほうで省エネに徹していただくのが一番かと思えます。湯沸し器関係も、前回に申し上げましたとおり、昔のタイプであると、新しくし、今、潜熱回収型だとほぼ100%ぐらいになり

ます。ですから、まだ古い機械もございますので、それに変えていただければ、13%ですから、家庭用の部分でかなり減ってくるのでなかろうかというふうに思っております。

ただ、前回も申し上げたと思いますけれども、家庭用部門のエネルギーの伸びはほとんど横ばいございまして、どこまで行くのかというのは、私も今のところわかりかねているようなところでございます。

以上です。

○安田委員 技術的な話はわかったのですが、私は経済政策的な環境問題をやっておりますので、経済政策論で行くと、もうほとんど答えはわかっていると少し言いにくいのですが、炭素課税ですよね。要するに、CO₂が温暖化の主たる原因で、もちろん他にもありますけれども、炭素課税というような経済的手段を導入すればかなり有効であると思います。それを使った場合どういう費用対効果と、費用便益分析を出せるんですが、私自身はそこを専門ではないのでやっておりません。ですから、そういう政策手段の選択につながるような、これは区レベルでの話ではなくて、最低でも国レベルの話なんですけれども、そういう方向につながるような、区から逆に国のほうへ、そういう炭素課税を導入せよというような政策提案を出せるようなのができるとすばらしいと僕は思っています。なかなか難しいと思いますが、炭素課税自身なかなか、先進国でも一部のところしかやっていないので。

はい、すみません。

○会長 東京電力の山本委員や東京ガスの小畑委員には、いろいろお知恵を拝借するかもしれませんが、よろしくお願いします。

ほかにございますか。崎田委員。

○崎田委員 情報提供なんですけれども、指定管理させていただいているエコギャラリー新宿の行事として、この温暖化対策の学び合いをしなければいけないということで、8月31日月曜日の1時半から3時半までエコギャラリー新宿で、この約束草案を実現するためのキーマンになる経済産業省の環境経済室長の服部室長に来ていただいて、2時間という時間をとって講演会をしていただくということになっております。講演だけではなくて、最初の1時間にお話をしていただいて、その後の1時間は質疑応答で意見交換をしようということになっておりますので、いろいろな意見交換とか学び合いに活用していただければ

ばありがたいなというふうに思います。

私も、実はこういうことをきちんと考えていかなければいけないので、いろいろな方に
関心を持っていただきたいというふうに思って企画を内部に提案をして実施をするという、
そういうような流れになっております。

ホームページに細かいことを書いてありますので、ご関心のある方は見ていただければ
ありがたいと思います。よろしく申し上げます。

○会長 ほかにご意見ございますか。

終了時刻が迫ってまいりましたので、このあたりで質疑のほうは終了させていただきたい
と思います。皆様方から積極的なご意見、また、亀井委員からはメモも提出いただいて
大変助かりました。どうもありがとうございました。

ここで委員の皆様のご意見等の取りまとめの方法について、事務局から何か提案がござ
いましたら、お願いします。

○環境対策課長 事務局からですが、先ほど会長からもお話しいただいておりますが、次回
の審議会でもこの削減目標について、委員の皆様にご議論、ご検討いただきたいと考えて
おります。事務局としては早目に決めていただければよろしいのですが、委員の皆さん総
意のもとで決めていただきたいと考えております。

それに当たりまして「新たなCO₂削減目標（事務局案）に対する意見」という資料がご
ざいます。「適当だと思う」、あるいは「修正した方がよい」とかというチェック欄がござ
いますので、チェックしていただいて、その上で理由なり、あるいは修正点とかをお書き
いただければと思います。

こちらのほうにご記入いただきまして、9月15日火曜日までに事務局にご送付いただけ
ればと思います。本日いただいたご意見とあわせて取りまとめまして、次回の審議会でご
報告いたしたいと思います。

それから、この資料でございますが、記載欄が足りないという方は随時用紙を追加して
お書きください。また、メールをご利用の場合は、資料のような様式、「適当だと思う」や、
「修正した方がよい」というのを書いていただいて、その後、対案なり理由なりを書いた
形で送っていただければと思います。こちらを、9月15日までに送っていただき、次回の
審議会でもこれをもとに議論していただきたいと考えております。

以上でございます。

○**会長** 事務局のほうも、相手が大きいですから、また、これといった成功例というのはありません。世界中が考えているような議題ですので、ご苦労かと思えますけれども、できる範囲で、最終的には定性的な話になってきますから、定量的にそれこそ数式ではいいんですけども、出てきませんので、その辺を含めて、余り無理しない、それでなおかつ次のステップに進めるような形で、ある程度説得力のあるもの、あるいは区民をベースによく考えたものというようなのが求められるものだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎その他

○**会長** では、次第の3、「その他」ということで、皆様方から何かございますか。

ございませんようでしたら、では、事務局からお願いいたします。

○**環境対策課長** 事務局から2点ございます。

1点目が、次回の審議会でございますが、10月の下旬ぐらひを今のところ予定しておりますので、また開催日が決まりましたらご案内させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、2点目ですが、前回の審議会におきまして福田委員、亀井委員からご質問のありました遮熱性舗装と一般舗装、道路の工事単価の違いということについてご報告いたします。

(資料配付)

○**事務局** お手元の資料「遮熱性舗装位置図」をご覧ください。新宿区のほうで実施しているのは青色の部分が遮熱性舗装、赤色の部分が遮熱排水性舗装で落合のほうに多く、あと、緑色の部分の遮熱密粒度舗装をやっております。

どの辺でやっているかということ、わかりやすくするため位置図を出させていただきます。

次に遮熱舗装の平米単価なんですけれども、大体一般舗装と9,400円の違いがあります。施工面積は概ね2万8,021平米となっています。

それから、亀井委員のほうからご質問がありました経年変化についてですけれども、こ

れについては平成25年度から区のほうとして舗装をした部分について毎年変化率を測定しております、今調査中ということですので、結果がまとまりましたら、またご報告できればと思っております。

あと、もう一点ですけれども、遮熱舗装の更新間隔ということですのでけれども、事業が始まりましたのが平成15年度からで、実際にまだ打ちかえを実施したところがありません。遮熱舗装の更新期間についても実際に事例等が出てきましたときに、またご報告をできればと思います。

最後になりますが、遮熱性舗装の周知ということで、こんないことをやっているんだから、もっと周知していったほうがいいというご質問を福田委員のほうからいただきました。新宿区のほうでは現在環境白書を活用して、遮熱性舗装とかのアピールをしておりますので、引き続き周知を図っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○会長 福田委員、それから亀井委員、よろしいでしょうか。

○亀井委員 はい。

○会長 他にございますか。手塚委員。

○手塚委員 今年も例年になく暑い夏になりまして、私は自治会で今年打ち水大作戦というポスターを見て、今回、新宿区となっていたので、あれは、今年初めてチラシを自治会のほうに配ったのですかね。

結論から言いますと、そのチラシを見る前から、8月上旬の8日間の35度のあの灼熱状況で雨も降らないで、私はホースで打ち水をほとんど毎日やっていましたね。大体、夜中寝る前に人通りが少なくなったころ、アスファルトと、少し樹木があるのですけれども、そこをめがけてやると、10分ぐらいやっていると二、三度低くなるので、割と夜も、私の階下のところも当たるので、これはやはり打ち水をやると涼しいんだなと思って、大分率先して、今年は頑張ってやりました。

だから、区民一人一人がそういう意識レベルでやるしかないんだなということも、かなり重要です。でも、ここに来ている方はその意識レベルは皆様、区民の方は高いと思うんですけれども、なぜ地球温暖化というそのものがわからない区民の人も多いので、やはり崎田さんが言うように勉強会を区のほうで設けたらいいのではないかとも思います。そ

れに参加する、しないというのは、やっぱりそこも意識レベルの違いになってくるんですけども、地球温暖化と騒がれているけれども、実際、意外と会話で地球温暖化という会話が出てこないんですよね。温暖化、温暖化って、そのメカニズムというか、それを皆様意外とわかっていない方も多いので、車からの排熱、今日出たCO₂削減に対する車から出る排熱・排ガス、それに伴って地表が温められて、今は海面も温められて、それに伴って都市化して、アスファルトが増えていく都市化。そういうことによって温暖化になるという、そのメカニズムというか、内容を意外とわかっていない区民がいるので、そういうのをどんどんチラシとかポスターでPRしていったほうが私はいいと思います。

車からCO₂が出るということはわかっている方もいるんですけども、それが地球温暖化につながるということがリアルに意識できていないという方が多いと思います。あとは、そのポスターなんですけれども、できる限りマイカーを避けて、公共交通機関のご協力をよろしく願いますというチラシをつくるだけでも、私はやっぱり区民一人一人の意識レベルが違っていくと私は思います。そのように具体的に目で見えることをやっていると、ここでの集まりって、本当に我々区民は氷山の一角だと思うので、本当に認識は少ないですよ。区民一人一人の意識レベル。だから、今年の打ち水大作戦、新宿区が張り出しましたという、そのPRも含めて今後は、また来年、さらにもっと暑く更新されますよね。だから、それまでにいろいろと、私からの提案なので、あとは区の方で会議を開いて、どういうポスターをつくらうかと。CO₂はできるだけ、熱中症を防止するためにも温暖化防止のご協力、温暖化は車からの排熱によりますということをキャッチコピーとしてどんどんPRして行って、それで、ぜひ公共交通機関のご協力をということもPRしていったほうが、具体的に皆様行動しないと思いますので、ぜひ私からの提案で、よろしく願います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。また事務局のほうで検討されてください。

それから、時間を超過して恐縮ですけども、私から一言だけ願います。

毎日いろいろ物議を醸していますように、オリンピックの問題がいろいろありますけれども、オリンピック・パラリンピック、もうすぐですので、新宿区としても環境にかかわることで、何をどうすべきかというようなことをそろそろ整理して、すぐできるものと、

やはり数年かかるものとかいろいろあるでしょうから、今後、検討されたらと思います。

それで、私がやっているのはビーティングスポットというか、伊勢丹や丸井の屋上、両方とも、ああいう、国レベルでこの辺はどのぐらいのグレードになるのか。みんなの、それこそ見本になるのかというような、そういうビーティングスポットというか、場合によったらクールスポットになるのですけれども、涼しいポイントに。そういうような場所を指定したりしているんですよ。新宿は当然たくさんやらせてもらっていますけれども、そういう有料でというよりも無料で入れるような場所、そういうようなところを探ったりもして、それで、それを公表して、パンフレットをつくったりやっているのですけれども、何か環境対策課として今後どういうふうなことを同時にやっていったらいいのかなというようなことで、本題と離れますけれども、今後検討して、進めていかれる部分があったら進めていっていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○環境対策課長 会長、すみません、先ほど崎田委員から話がありました「地球温暖化対策と私たちの暮らし～約束草案策定のキーマンと話そう！～」というチラシを今皆さんにお配りいたしましたので、8月31日、お時間が許せば、ぜひご参加いただきたいと思います。

○会長 ありがとうございます。

では、これを持ちまして本日の審議会を終了させていただきます。ご熱心にありがとうございました。

午前11時40分閉会